

# 暮らしの情報

## 国民年金

### 20歳になったら加入手続きを

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きは済みましたか。

国民年金は、国が責任を持って運営する公的年金制度です。日本国内に住んでいる20歳から60歳までの人（現役世代）が加入することによって、高齢者の生活を支える「世代間扶養」の仕組みを取っています。皆さんがいずれ迎えることになる老後の生活を、順送りで支えるものです。また老後だけでなく、病気や事故などで障害が残ったときや、死亡といった万一のときにも本人や遺族を支えてくれます。

長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みが公的年金なのです。

#### ◆加入する

##### スタートは20歳

日本に住む20歳から60歳までの人は、必ず国民年金（厚生年金・共済組合の加入者を除く）



▲加入手続きの様子

#### ◆納める

##### 口座振替で得する！

国民年金の保険料は、月額15,100円です。銀行・ゆうちょ銀行・農協・コンビニエンスストアで納めることができます。また口座振替にすると割引制度があり、金融機関などへ行く手間も省けます。

なお収入が少なく保険料を納

められないときには、免除申請もできます。学生で収入がなく、保険料が納められない人には特例制度があり、手続きをして承認されると、在学中の保険料を卒業してから納めることができます。

#### ◆受け取る

##### 生涯支給でしっかりサポート

##### 老齢基礎年金

年老いてから、一定の収入が生涯にわたって保障される終身年金です。

年額／79万2,100円（20歳から60歳まで40年間納付した場合）

##### 障害基礎年金

加入中の人が、事故や病気によって障害等級表に定める障害の状態（1級・2級）になったときに支給されます（一定の保険料の納付要件が必要です）。  
年額／99万100円（1級）、79万2,100円（2級）

##### 遺族基礎年金

加入中の人が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子がいる妻、または18歳未満の子に支給されます（亡くなった人が一定の保険料を納め、請求者の年収が850万円未満の人）。  
年額／102万円（妻と子ども1人の場合。子どもの人数によ

て加算あり）  
※年金額などは、いずれも平成22年度の金額です。



### 今年は委員の改選です

### 農業委員会委員選挙人名簿の登載申請

農業委員会委員選挙人名簿に登載されるためには、申請が必要で

現在、農家組合などを通じて「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を各農家に配布しています。平成23年1月1日現在で、次のすべての要件に該当する人は、申請書に必要事項を記入し、提出してください。

なお申請書が届かない人は、問い合わせてください。

#### 【登録資格】

- 市内に住所がある人
- 平成3年4月1日以前に生まれた人
- 次のいずれかに該当する人
  - ①10アール以上の農地について耕作の業務を営む人
  - ②①の同居の親族かその配偶者

#### 〈問い合わせ先〉

保険年金課年金班

☎62-5332

海上支所住民室

☎55-3114

飯岡支所住民室

☎57-3115

千潟支所住民室

☎68-1075

で、年間おおむね60日以上耕作に従事している人

③10アール以上の農地について耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主であって、年間おおむね60日以上耕作に従事する人  
【提出期限】  
1月7日(金)



#### 〈提出・問い合わせ先〉

農業委員会農地庶務班

☎68-1192